

岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、岐阜市三輪地域において、一般国道475号（東海環状自動車道）へのスマートインターチェンジ設置を行うため、必要となる事項について検討・調整し、当該インターチェンジの供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業内容について協議する。

- (1) 当該スマートICの社会便益
- (2) 当該スマートIC及び周辺道路の安全性
- (3) 当該スマートICの採算性
- (4) 当該スマートICの構造及び整備方法
- (5) 当該スマートICの管理・運営方法
- (6) 当該スマートICの名称案
- (7) 当該スマートICの利用促進方策
- (8) 当該スマートICの設置・管理・運営を行う上で必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、岐阜市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、基盤整備部長が職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第3条各号に掲げる事項の検討・調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、岐阜市基盤整備部道路建設課長をもって充てる。
- 4 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岐阜市基盤整備部道路建設課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月21日から施行する。
平成30年3月16日一部改正 同日から適用する。
令和元年11月11日一部改正 同日から適用する。

別表1

**岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会
委員名簿**

所 属 名	役 職 名	備 考
国土交通省 中部地方整備局	道路部 地域道路課長	
	岐阜国道事務所長	
岐阜県	県土整備部 道路建設課長	
	岐阜土木事務所長	
岐阜県警察	交通部 高速道路交通警察隊長	
	岐阜北警察署長	
中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整課長	
	建設事業部 企画統括課長	
	岐阜工事事務所長	
岐阜商工会議所	会 頭	
(公財)岐阜観光コンベンション協会	理事長	
三輪北自治会連合会	会 長	
岐 阜 市	岐阜市長	会 長
	商工観光部長	
	都市建設部長	
	基盤整備部長	

【事務局】

岐 阜 市	基盤整備部 道路建設課
-------	-------------

別表2

岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会
幹事会 幹事名簿

所 属 名	役 職 名	備 考
国土交通省 中部地方整備局	道路部 建設専門官	
	岐阜国道事務所 計画課長	
	岐阜国道事務所 事業対策官	
岐阜県	県土整備部 道路建設課 幹線道路企画監	
	岐阜土木事務所 副所長	
岐阜県警察	交通部 高速道路交通警察隊 副隊長	
	岐阜北警察署 交通課長	
中日本高速道路(株) 名古屋支社	総務企画部 企画調整課 課長代理	
	建設事業部 企画統括課 課長代理	
	岐阜工事事務所 工務課長	
岐 阜 市	商工観光部 企業誘致課長	
	都市建設部 公園整備課長	
	都市建設部 歴史まちづくり課長	
	基盤整備部 広域事業推進課長	
	基盤整備部 道路建設課長	幹事長